

漁業法第32条第2項の規定に基づき知事が行う助言、指導または勧告に関する運用指針

第1 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）およびくろまぐろ（大型魚）を除く。以下第1において同じ。）に係る漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第32条第2項の規定に基づく助言、指導または勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言または勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対して知事がする助言または勧告の内容
90パーセントを超えたとき	知事管理漁獲可能量の急激な積み上がりを避けるような措置（輪番休漁等）の実施の助言
95パーセントを超えたとき	知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置（当該特定水産資源を目的とした操業の停止等）の実施の勧告

ただし、次の(1)または(2)に掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

- (1) 特定水産資源の特性およびその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合
- (2) 当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第124条第1項の認定を受けて協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容および当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

1つの特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対して知事がする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導

ただし、特定水産資源の特性およびその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第2 ぐろまぐろ（小型魚）（第2において「ぐろまぐろ」という。）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導または勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言または勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるぐろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてぐろまぐろの採捕をする者に対して知事がする指導または勧告の内容
85パーセントを超えたとき	輪番休漁等の漁業の特性に応じた具体的な管理措置を実施し、ぐろまぐろの漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう指導
95パーセントを超えたとき	生存個体は放流、ぐろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとして数量を最小限に留めることを勧告

ただし、次の(1)または(2)に掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

(1) ぐろまぐろの特性およびその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するぐろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区

分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

- (2) 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容およびくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

- 2 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

ただし、くろまぐろの特性およびその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

- 第3 くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導または勧告の運用は、第2の規定を準用する。

附則

（施行期日）

- 1 この指針は令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年3月31日までの間における第1の1(2)および第2の1(2)（第3において準用する場合を含む。）の規定の適用については、『同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）』とあるのは『同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）または資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき水産庁長官または都道

府県知事の確認を受けた資源管理計画（以下「資源管理計画」という。）と、『同一の認定協定』とあるのは『同一の認定協定または資源管理計画』と、『当該認定協定』とあるのは『当該認定協定または当該資源管理計画』とする。